市立秋田総合病院新病院建設工事に係る総合評価方式実施ガイドライン

令和元年8月29日新病院建設室

1 評価方法および配点

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、獲得した「総合評価点」の最も高い者が落札候補者となります。なお、総合評価点が同点の場合はくじ引きを実施します。

(1) 総合評価の評価方法

総合評価は入札に基づく「価格評価点」と、価格以外の要素(実績等評価項目、 施工計画評価項目および地元経済貢献度評価項目に基づく技術評価点。(以下「技 術評価点」という。)を合計した「総合評価点」により総合的に判断します。

価格評価点
$$(C)$$
 =価格評価点の配点 (A) × $\begin{bmatrix} 1 & -\frac{\lambda \lambda \text{ 価格}}{\beta \text{ 定価格}} \end{bmatrix}$ ・・・(基本式)

技術等評価点 (D) =技術等評価点の配点 (B) のうち、加算対象となった評価点

(2) 評価点の配点

総合評価は、合計100点となるように配点します。

(3) 評価点の配分

価格評価点と技術評価点の配分は、価格評価点を80点、技術評価点を20点と します。

総合評価における技術評価項目は、大きく分けて、「実績等評価項目」「施工計画および地元経済貢献度評価項目」の二つに分類されます。

実績等評価項目	施工計画および地元経済貢献度評価項目
13項目	9項目

2 実績等評価項目

「実績等評価項目」は、企業の施工実績や配置予定技術者の能力、地域貢献等を重視するものです。

(1) 各項目の評価点の算定方法

各項目の評価点 = 各構成員の(出資比率(%)×評価点)の合計 100

評価点は、小数点以下第5位を四捨五入する。

(2) 実績等評価項目および基準配点

評価項目は、所定の評価基準を満足する場合に加点評価されます。

ア 企業の技術力等に関する評価

① 建築一式工事、電気工事又は管工事における工事成績評定点(技術資料様式2-1)			
評価内容	評価基準	配点	
過去2年間の同一工種における工事	80点以上	5. 0点	
成績評定の平均点	7 5 点以上	3. 5点	
	70点以上	2. 0点	
	6 5 点以上	0.5点	
	60点以上65点未満	-1.0点	
	60点未満	-2.0点	

【評価に関する運用事項】

- (ア) 過去2年間とは、平成29年度および平成30年度の2年間をいい、その期間内に工事成績評定(完成検査)を受けた全ての秋田市発注工事を対象とする。
- (4) 工事成績評定点は、指定する期間内に評定を受けたものを対象とする。
- (ウ) 工事成績評定の平均点は、小数点以下第2位を四捨五入する。
- (エ) 工事成績評定点は、対象期間内における共同企業体の代表者および構成員の工事成績評定点の平均点からそれぞれの評価点を決め、「2-(1)各項目の評価点の算定方法」により算定する。

例:	代表者	工事成績評定点なし	平均 0.0点	評価点0.0 出資比率40
	構成員A	70点、75点、75点、80点	平均75.0点	評価点3.5 出資比率20
	構成員B	65点、70点、75点	平均70.0点	評価点2.0 出資比率20
	構成員C	70点、65点	平均67.5点	評価点0.5 出資比率10
	構成員D	65点 65点	平均65.0点	評価点0.5 出資比率10

評価点 = $(0.0 \times 40 + 3.5 \times 20 + 2.0 \times 20 + 0.5 \times 10 + 0.5 \times 10)$ /100 = 1.2000

② 建築一式工事、電気工事又は管工事における工事	事の施工実績(技術資料2-	2)
評価内容	評価基準	配点
過去10年間に、元請けとして以下の要件を満たす	完成工事実績2件以上	5.0点
建築物の新築、増築又は改築工事を完成させた実		
績を有すること。(共同企業体にあっては出資比率		
20%以上)		
(1) 新築:病院のうち、病床300床以上	完成工事実績1件	2.0点
増築:病院のうち、工事床面積が21,000㎡		
以上		
改築:同上	完成工事実績なし	0.0点
(2) 上記病院はSRC造、S造、RC造などで建築		
された免震構造であること。		

- (ア) 過去10年間とは、平成21年度から平成30年度までの10年間をいい、その期間内に引き渡しが完了した新築、増築又は改築の工事を対象とする。
- (イ) 公共工事、民間工事を問わない。
- (ウ) 代表者および構成員の全てを評価の対象とし、「2-(1)各項目の評価点の算定方法」により算定する。
- (エ) 病院とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する「病院」をいう。
- (オ) 病床とは、医療法第7条第2項第1~5号に規定する「病床」をいう。

③ 配置予定技術者の建築一式工事、電気工事又は管	管工事における施工実績(技	術資料2-3)
評価内容	評価基準	配点
過去10年間に、元請けとして以下の要件を満たす	実績あり	5.0点
建築物の新築、増築又は改築工事で監理技術者、		
主任技術者又は現場代理人として従事した実績を		
有すること。(共同企業体にあっては出資比率20%		
以上)		
(1) 新築:病院のうち、病床300床以上	実績なし	0.0点
増築:病院のうち、工事床面積が21,000㎡		
以上		
改築:同上		
(2) 上記病院はSRC造、S造、RC造などで建築		
された免震構造であること		

- (ア) 過去10年間とは、平成21年度から平成30年度までの10年間をいい、その期間内に引き渡しが完了した新築、増築又は改築の工事を対象とする。
- (イ) 公共工事、民間工事を問わない。
- (ウ) 実績は、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事したものに限定する。ただし、現場代理人の場合は、工事期間に建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項および第2項に規定する主任技術者等と同等の資格を有していたことを条件とする。
- (エ) 代表者および構成員の全てを評価の対象とし、「2-(1)各項目の評価点の算定方法」により算定する。

- (オ) 病院とは、医療法第1条の5に規定する「病院」をいう。
- (カ) 病床とは、医療法第7条第2項第1~5号に規定する「病床」をいう。

【技術資料作成時の留意事項】

- (ア) 技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができるが、評価の低い者を評価対象とする。なお、実際の施工に当たって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限定するものとする。
- (イ) 施工実績は、該当する代表的な工事を1件記載すること。
- (ウ) 現場代理人として従事した実績を評価してもらいたい場合は、主任技術者等と同等の資格を有していたことが判断できる資料 (CORINSデータの写し等) を添付すること。

④ 品質マネジメントシステム(ISO9001)の認証取得(技術資料2-4)			
評価内容	評価基準	配点	
品質マネジメントシステム(ISО9001)の認証取得	取得している	1.0点	
有無	取得していない	0.0点	

【評価に関する運用事項】

- (ア) 認定期間満了日が基準日(当該入札案件の契約予定日)以降となっていること。
- (イ) 代表者および構成員の全てを評価の対象とし、「2-(1)各項目の評価点の算定方法」により算定する。
- (ウ) 本社、支店等の上位組織で一括して認証登録を行い、営業所等の下部組織が認定範囲あるいは適合範囲となっている場合には評価の対象とする。

【技術資料作成時の留意事項】

- (ア) 認証取得の証として、認定証(登録証)の写しを添付すること。
- (4) 認定範囲あるいは適合範囲として申請する場合には、当該営業所等がその範囲に含まれていることが判断できる資料を添付すること。

⑤ 労働安全衛生マネジメントシステム(0HSAS18001又はIS045001)又は、建設業労働安全衛生マネジメントシステ			
ム (COHSMS:コスモス) の認証取得(技術資料2-4	Į)		
評価内容	評価基準	配点	
労働安全衛生マネジメントシステム(0HSAS18001又はIS04500	OHSAS18001又は	2.0点	
1)又は建設業労働安全衛生マネシ、メントシステム (COHSMS:	IS045001を取得		
コスモス) の認証取得の有無	COHSMS:コスモスを取得	2.0点	
a OHSAS18001又はISO45001を取得			
b COHSMS:コスモスを取得	取得していない	0.0点	
※aとbの重複加点は行わない。			

【評価に関する運用事項】

前項(ISO 9001)と同様とする。

【技術資料作成時の留意事項】

前項(ISO 9001)と同様とする。

イ 企業の信頼性、社会性に関する評価

① 災害時対応等に係る社会的貢献(技術資料2-5、2-6)			
評価内容	評価基準	配点	
過去5年間の災害時対応に係る社会的貢献	(f) a~dの活動実績あり	2.0点	
a 災害発生時の公共管理施設への緊急出動			
b 災害発生時の物資の調達・運搬等の支援	(g) e協定を締結している	1.0点	
c 防災パトロールへの協力	(※1)		
d 緊急時・災害時の活動実績	(h) a~dの活動実績なし	0.0点	
e 災害発生時の復旧等活動に関する協定締結	eの防災協定なし		
状 況			

※1 個別又は組合もしくは協会等の団体として秋田市と災害発生時の復旧等活動に関する協定を締結している者をいう。

【評価に関する運用事項】

- (ア) 過去5年間とは、平成26年度から平成30年度までの5年間をいい、その期間内における秋田市内での活動実績とする。
- (4) 災害時対応に係る諸活動は、行政機関や公共的団体等からの認定(証明)を受けたものに限る。
- (ウ) 災害時対応として活動した実績は、有償・無償を問わないものとする。
- (エ) 復旧等活動に関する協定締結の有無については、当該工事の入札公告日現在の締結状況による。
- (オ) 代表者および構成員の全てを評価の対象とし、「2-(1)各項目の評価点の算定方法」により算定する。
- (カ) (f) と(g) の重複加点は行わない。

② 秋田市消防団協力事業所の認定(技術資料2-6)			
評価内容	評価基準	配点	
秋田市消防団協力事業所の認定の有無	認定を受けている	1.0点	
	認定を受けていない	0.0点	

- (ア) 秋田市消防団協力事業所表示制度実施要綱(平成19年3月22日消防長決裁)第4条から第6条までに基づき表示証が交付され、認定期間満了日が基準日(当該入札案件の契約予定日)以降となっていること。
- (4) 代表者および構成員の全てを評価の対象とし、「2-(1)各項目の評価点の算定方法」により算定する。

③ 環境マネジメントシステム(ISO14001)、環境マネジメントシステム(エコアクション21)又はあきた環境			
優良事業所認定制度の認証取得(技術資料2-4)			
評価内容	評価基準	配点	
環境マネジメントシステム(ISO14001)、環境マネジメントシステ	ISO14001を取得	1.0点	
ム (エコアクション21) 又はあきた環境優良事業所			
認定制度の認証取得の有無	エコアクション21を取得	1.0点	
a ISO14001を取得			
b エコアクション21を取得	あきた環境優良事業所認定制	0.5点	
c あきた環境優良事業所認定制度のステップ2を	度のステップ2を取得		
取得	取得していない	0.0点	
※aからcの重複加点は行わない。			

- (ア) 認定期間満了日が基準日(当該入札案件の契約予定日)以降となっていること。
- (イ) 代表者および構成員の全てを評価の対象とし、「2-(1)各項目の評価点の算定方法」により算定する。
- (ウ) 本社、支店等の上位組織で一括して認証登録を行い、営業所等の下部組織が認定範囲あるいは適合範囲となっている場合には評価の対象とする。

④ 障がい者の雇用状況(技術資料2-6)		
評価内容	評価基準	配点
障がい者の雇用	雇用している	1.0点
	雇用していない	0.0点

【評価に関する運用事項】

- (ア) 障がい者とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けていること。
- (イ) 1年以上継続して雇用されていること。
- (ウ) 代表者および構成員の全てを評価の対象とし、「2-(1)各項目の評価点の算定方法」により算定する。

⑤ 男女共同参画職場づくり事業における加点対象者認定(技術資料2-6)			
評価内容	評価基準	配点	
秋田県男女共同参画課が実施する男女共同参画職	認定を受けている	1.0点	
場づくり事業における加点対象者認定の有無			
	認定を受けていない	0.0点	

【評価に関する運用事項】

- (ア) 認定期間満了日が基準日(当該入札案件の契約予定日)以降となっていること。
- (4) 代表者および構成員の全てを評価の対象とし、「2-(1)各項目の評価点の算定方法」により算定する。

⑥ 次世代育成支援対策推進法等に基づく認定(技術資料2-6)			
評価内容 評価基準		配点	
次世代育成支援対策推進法に基づく企業認定又は	次世代育成支援対策推進法に	1.0点	
秋田市元気な子どものまちづくり企業認定の有無	基づく企業の認定を受けている		
a 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の認定	秋田市元気な子どものまちづ	0.5点	
b 秋田市元気な子どものまちづくり企業の認定	くり企業の認定を受けている		
	認定を受けていない	0.0点	

- (ア) 認定期間満了日が基準日(当該入札案件の契約予定日)以降となっていること。
- (イ) aとbの重複加点は行わない。
- (ウ) 代表者および構成員の全てを評価の対象とし、「2-(1)各項目の評価点の算定方法」により算定する。
- (エ) 本社、支店等の上位組織で一括して認証登録を行い、営業所等の下部組織が認定範囲あるいは適合範囲となっている場合には評価の対象とする。

⑦ 保護観察対象者等の就労支援等状況(技術資料2-7)			
評価内容 評価基準 配点			
保護観察対象者等の協力雇用主の登録の有無およ	協力雇用主の登録があり、保	1.0点	
び雇用状況	護観察対象者等を雇用している		
a 協力雇用主の登録と保護観察対象者等の雇用	協力雇用主に登録あり	0.5点	
b 協力雇用主の登録	協力雇用主に登録なし	0.0点	

- (7) 保護観察対象者等とは、保護観察対象者および更生緊急保護の対象者をいう。
- (イ) 入札公告日時点における登録および雇用状況による。
- (ウ) 3か月以上継続して雇用していること。
- (エ) 代表者および構成員の全てを評価の対象とし、「2-(1)各項目の評価点の算定方法」により算定する。
- (t) aとbの重複加点は行わない。

⑧ エイジフレンドリーパートナー登録状況(技術資料2-7)		
評価内容	評価基準	配点
エイジフレンドリーパートナーの登録状況	エイジフレンドリーパートナ	1.0点
	ーとして登録あり	
	登録なし	0.0点

- (ア) 入札公告日時点における登録状況による。
- (4) 代表者および構成員の全てを評価の対象とし、「2-(1)各項目の評価点の算定方法」により算定する。

3 施工計画および地元経済貢献度評価項目

(1)評価項目に関する配点

9項目の施工計画および地元経済貢献度評価項目に関する技術評価点の配点は、 基準配点の合計点数となりますが、圧縮補正を行います。

基準配点合計	配点(補正後)
18点	14点

(2) 評価項目および基準配点

評価項目は、所定の評価基準を満足する場合に加点評価されます。

ア 施工計画に関する評価

① 工程管理に関する技術的所見	(技術資料様式 3-1および3-2)		
評価内容	評価基準	酉己	点
工程管理に関する技術的所見	工程管理が適切であり、工期短縮への取り組み が多く見られる	2.	0点
	工程管理が適切であり、工期短縮への取り組み が見られる	1.	0点
	工程管理が適切でない又は工期短縮への取り組 みが見られない	0.	0点

【評価に関する運用事項】

- (ア) 全体工期の短縮・遵守および工程管理に対する具体的な提案について記載すること。提案項目は5項目以内とし、6項目以上の記載があった場合、6項目以降は評価と履行義務の対象外とする。
- (4) 設計および施工への影響は十分に考慮し、確認申請の取り直しや事業スケジュールに影響の出ない範囲で提案すること。

② 環境配慮に関する技術的所見(技術資料様式 3-3)		
評価内容	評価基準	配点
環境配慮に関する技術的所見	環境配慮が適切であり、工夫が多く見られる	2. 0点
	環境配慮が適切であり、工夫が見られる	1. 0点
	環境配慮が適切でない又は工夫が見られない	0.0点

【評価に関する運用事項】

(ア) 敷地内と周辺地域に対する環境配慮対策 (特に、騒音、振動、粉塵、地下水等)、ゼロエミッション、省CO2などについての具体的な対策を含め、工事中の環境配慮について記載するこ

と。提案項目は5項目以内とし、6項目以上の記載があった場合、6項目以降は評価と履行義務の対象外とする。

③ 品質管理に関する技術的所見	(技術資料様式 3-4)	
評価内容	評価基準	配点
品質管理に関する技術的所見	品質管理が適切であり、工夫が多く見られる	2. 0点
	品質管理が適切であり、工夫が見られる	1. 0点
	品質管理が適切でない又は工夫が見られない	0.0点

【評価に関する運用事項】

(ア) 本工事における品質管理体制や施工方法(社内体制および工事監理者や当院工事監督員との意思疎通等)について具体的に記載すること。提案項目は5項目以内とし、6項目以上の記載があった場合、6項目以降は評価と履行義務の対象外とする。

④ 安全対策に関する技術的所見	(技術資料様式 3-5)	
評価内容	評価基準	配点
安全対策に関する技術的所見	安全対策が適切であり、工夫が多く見られる	2. 0点
	安全対策が適切であり、工夫が見られる	1. 0点
	安全対策が適切でない又は工夫が見られない	0.0点

【評価に関する運用事項】

(ア) 主に仮設計画について、来院者や職員、周辺地域に対する安全対策を含め、より経済性の高い具体的な対策を記載すること。提案項目は5項目以内とし、6項目以上の記載があった場合、6項目以降は評価と履行義務の対象外とする。

⑤ コスト縮減に関する技術的所見(技術資料様式 3-6)		
評価内容	評価基準	配点
コスト縮減に関する技術的所見	提案が特に優れている	2. 0点
	提案が優れている	1. 0点
	提案に優位性が認められない	0.0点

- (ア) 工事材料および施工方法等について、コスト縮減が可能となる技術的な所見を記載すること。 提案項目は5項目以内とし、6項目以上の記載があった場合、6項目以降は評価の対象外とす る。提案が、より具体的で実効性があり、より効果のあるものについて高い評価とする。
- (イ) 本評価項目は、本設計の機能、規模および構造に変更が生じない範囲とし、工期の延長およびライフサイクルコストの増大につながらないものとする。
- (ウ) 本評価項目は、技術資料の申請内容における履行義務の対象外とする。
- (エ) 本評価項目にかかわらず、積算については設計図書に従うこととする。
- (オ) 本評価項目は、コスト縮減に関する協議を行う場合において参考とするものである。

⑥ 施工期間中の病院機能の維持	こ関する技術的所見(技術資料様式 3-7)	
評価内容	評価基準	配点
施工期間中の病院機能の維持に関	提案が特に優れている	2. 0点
する技術的所見	提案が優れている	1. 0点
	提案に優位性が認められない	0.0点

(ア) 病院機能を維持しながら施工を行うための技術的な所見を記載すること(施工期間中の既存病院への円滑な患者・車両動線の確保や、既存病院の医療環境の確保等)。提案項目は5項目以内とし、6項目以上の記載があった場合、6項目以降は評価と履行義務の対象外とする。提案が、より具体的で実効性があり、より効果のあるものについて高い評価とする。

イ 地元経済貢献度等に関する評価

① 市内企業の協力企業としての活用(技術資料様式 4-1)		
評価内容	評価基準	配点
市内企業の協力企業としての活用につ	提案が特に優れている	2. 0点
いての提案	提案が優れている	1. 0点
	提案に優位性が認められない	0.0点

【評価に関する運用事項】

(ア) 市内企業の協力企業としての活用について、その検証方法を含めて提案を記載すること。提案項目は5項目以内とし、6項目以上の記載があった場合、6項目以降は評価と履行義務の対象外とする。

提案が、より具体的で実効性があり、より効果のあるものについて高い評価とする。

(イ) 市内企業とは、秋田市に本社、支店又は営業所等を置く者とする。

② 資機材の地元調達への配慮(技術資料様式 4-2)			
評価内容 評価基準 配点			
資機材の地元調達への配慮についての	提案が特に優れている	2. 0点	
提案	提案が優れている	1. 0点	
	提案に優位性が認められない	0.0点	

【評価に関する運用事項】

(ア) 資機材の地元(市内に本社、支店又は営業所を有する企業からの)調達への配慮についてその検証方法を含めての提案を記載すること。提案項目は5項目以内とし、6項目以上の記載があった場合、6項目以降は評価と履行義務の対象外とする。

提案が、より具体的で実効性があり、より効果のあるものについて高い評価とする。

③ 工事状況の市民への公開方法(技術資料様式 4-3)		
評価内容	評価基準	配点
工事状況の市民への公開方法の提案	提案が特に優れている	2. 0点
	提案が優れている	1. 0点
	提案に優位性が認められない	0.0点

(ア) 工事状況の市民への公開方法についてその検証方法を含めて提案を記載すること。提案項目は5項目以内とし、6項目以上の記載があった場合、6項目以降は評価と履行義務の対象外とする。

提案が、より具体的で実効性があり、より効果のあるものについて高い評価とする。

4 総合評価点の算定方法

獲得した価格評価点(C)に、技術等評価点(D)を合計したものが「総合評価点」となります。各評価点は、小数点以下第5位を四捨五入し、小数点第4位止めとします。

(1) 価格評価点の算定方法

価格評価点(C)は、入札価格が「調査基準価格」未満の場合には係数(0.5)を乗じ、入札価格の低下に応じた低減措置を行うものとします。

- (1) 入札価格 ≧ 調査基準価格 基本式 (P. 1) のとおり
- (2) 入札価格 < 調査基準価格

(2) 技術等評価点の算定方法

技術等評価点(D)は、実績等評価分に係る評価点と施工計画および地元経済貢献度評価分に係る評価点を合計したものとなります。

技術等評価点(D)=技術評価点(D1)+技術等評価点(D2)

技術等評価点(D1)=実績等評価分に係る加算点 ×

実績等評価分に係る配点(B1)

実績等評価分に係る基準配点の合計

技術等評価点(D2)=施工計画および地元経済貢献度評価分に係る加算点 ×

施工計画および地元経済貢献度評価分に係る配点(B2)

施工計画および地元経済貢献度評価分に係る基準配点の合計

5 施工計画および地元経済貢献度評価項目の履行の確保

総合評価において、当該評価項目を履行することを申請して落札した場合には、落 札者はその申請内容について履行義務を負うことになります。ただし、3(2)ア⑤は 除きます。

(1) 施工計画評価項目に関する履行義務

提案内容が評価の加点対象とならない場合でも、法令や共通仕様書等に違反しない限りは、その提案内容はすべて契約事項となることに注意してください。

(2) 履行義務の確保

施工計画および地元経済貢献度評価項目の履行の確保については、入札公告文、 契約図書に明記するほか、請負者は契約後に提出する施工計画書等に具体的な履行 内容を記載する必要があります。 また、履行状況を検証することは、「公正な競争の執行」と「契約内容の効用の確保」のため重要であることから、工事の監督および検査にあたっては、申請した履行内容が確保されているか確認が重要となります。

- ・提案内容とその履行状況および効果
- ・履行状況に基づく履行率

(3) 施工計画および地元経済貢献度評価項目が不履行の場合の措置

請負者の責に帰すべき事由により施工計画および地元経済貢献度評価項目の不履行が認められた場合、再度履行しなければなりません。ただし、施工計画および地元経済貢献度評価項目の内容を満たす再度の履行が困難又は合理的でないと認められる場合は、見直しの評価を行い、当初の技術評価点との差により違約金を徴収します。違約金の計算方法は以下のとおりです。

※違約金の算出式

違約金=契約金額× {1-(100+施工後の総合評価点)/(100+契約時の総合評価点)}

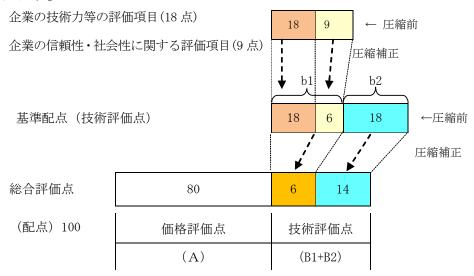
6 総合評価の配点と計算例

(1) 総合評価点(配点)

実績等評価項目のうち、企業の信頼性・社会性に関する評価項目の基準配点は最大で9点となりますが、圧縮補正を行い、6点に圧縮します。それに企業の技術力等の基準配点の合計(18点)を加えると、実績等評価項目に関する基準配点合計は24点となりますが、圧縮補正を行い6点とします。

施工計画および地元経済貢献度評価項目に係る基準配点の合計は18点ですが、14点に圧縮されます。これらの合計が技術評価点の配点20点となります。

なお、価格評価点の配点(A)は、100点より技術評価点の配点20点を減じて80点となります。



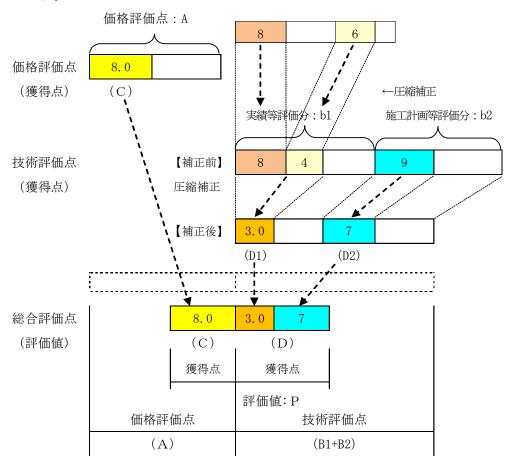
b1: 実績等評価分

b2:施工計画および地元経済貢献度評価分

(2) 総合評価点(評価値) ··· A共同企業体の場合

予定価格10,000,000千円入札価格9,000,000千円企業の技術力等に関する評価8点企業の信頼性・社会性に関する評価6点施工計画および地元経済貢献度評価点9点

入札価格に応じた価格評価点(獲得点)を計算後、「実績等評価項目」および「施工計画および地元経済貢献度評価項目」に対する獲得点を加算して総合評価点(評価値)とします。



予定価格10,000,000千円入札価格9,000,000千円

価格評価点 (C) =
$$80 \times (1 - 9,000,000 / 10,000,000)$$

= 8.0000
技術評価点 (D) = (D1) + (D2)
= $\{8 + (6 \times 6 / 9)\} \times 6 / 24.0$
+ $(9.0 \times 14 / 18.0)$
= $3.0000 + 7.0000$

= 10.0000(小数点以下第5位で四捨五入)

= 8.0000 + 10.0000

= 18.0000